

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年12月27日（令和元年（行個）諮問第159号）

答申日：令和4年1月6日（令和3年度（行個）答申第110号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、2019年特定日、特定労働基準監督署に給与未払いの件で、申告した申告処理台帳一式。ただし、審査請求人が提出した資料を除く。（事業場名：特定事業場、事業場住所：特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年9月2日付け東労発総個開第1-462号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

特定事業場の代表と、給与未払いの件で現在、裁判中であり、必要となるエビデンスが不十分です。労働基準法101条1項及び120条に基づき、事件の全容解明を求める次第です。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による訂正は、下記3（1）イ（文書3④）の開示情報該当性として法14条3号イ、5号及び7号イを追加するものであり、下線部で示す。）。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、令和元年8月5日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

（2）これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年9月29日付け（同月30日受付）で本件審

査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとした上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定及び保有個人情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報が記録されている文書は、審査請求人から特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）に対して行われた、特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があるとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4の各文書である。

イ なお、文書3④は、労働基準監督官（以下「監督官」という。）が事務処理のために作成又は収集した文書の一部であるが、本件審査請求を受け、諮問庁において確認を行ったところ、当該部分には審査請求人を識別することができる情報が含まれておらず、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

19頁ないし21頁については、仮に、これらの文書が保有個人情報に該当するとされた場合であっても、これらの文書には、審査請求人以外の個人に関する氏名、職名等の情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されており、これらの情報は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

また、これらの文書には、法人内部の体制等に関する情報が記載されており、これらの情報が開示されれば、取引関係等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

さらに、これらが開示されることとなれば、検査事務という性格を持つ監督指導業務の手法や着眼点等が明らかになり、監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び第7号イに該当する。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（文書1）

労働基準関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合において、監督官に申告することができることとされている。監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導している。申告処理台帳は、かかる申

告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に、受理年月日、処理着手年月日、完結年月日、完結区分、申告処理台帳番号、受付者、担当者、被申告者の事業の名称、所在地、事業の種類及び事業の代表者、申告者の氏名、住所及び事業場内の地位、申告事項、申告の経緯、申告事項の違反の有無、倒産による貸金未払の場合の認定申請期限、違反条文、移送の場合の受理監督署及び処理監督署、処理経過直接連絡の諾否、付表添付の有無、労働組合の有無、労働者数及び申告の内容等の記載欄がある。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、処理年月日、処理方法、処理経過、措置、担当者印、副署長・主任（課長）印及び署長判決の記載欄がある。

文書1①には、監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

当該部分は、監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の事情が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、これらの情報は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報は、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

当該部分は、これを開示すると、申告処理における調査の手法が明らかになり、監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 監督復命書（文書2）

監督復命書は、監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。一般的には、監督復命書の標題が

付され、完結区分、監督種別、整理番号、事業場キー、監督年月日、労働保険番号、業種、労働者数、家内労働委託業務、監督重点対象区分、特別監督対象区分、事業の名称、事業場の名称及び所在地、代表者職氏名、店社、労働組合、監督官氏名印、週所定労働時間、最も賃金の低い者の額、署長判決、副署長決裁、主任（課長）決裁、参考事項・意見、No.、違反法条項・指導事項等、是正期日（命令の期日を含む）、確認までの間、備考1及び2、面接者職氏名、別添等の記載欄がある。

(ア) 文書2①のうち「参考事項・意見」欄

当該部分には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これを開示すると、労働基準監督機関の意思決定の過程等が明らかとなり、検査事務という性格を持つ監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2①のその余の部分

当該部分には、監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、法人に関する情報であって、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれている。これらは通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

加えて、当該部分には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されれば、当該事業場を始めとする事業者と監督官との信頼関係が失われ、今後関係資料の提出等について非協力的となり、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、法違反の隠蔽を行うなど、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開

示とすることが妥当である。

ウ 担当官が作成又は収集した文書（文書3）

文書3①には、監督官による申告処理の過程において監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、監督指導に必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、事業者の法違反行為を惹起し、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、文書3①には、臨検監督を実施したことにより判明した事業場の内部管理情報が記録されており、これを開示すると、当該事業場の内部事情が明らかになり、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、これらの情報は、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものである。このため、当該部分は、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、文書3②には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。あわせて、署名については、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 特定事業場から監督署へ提出された文書（文書4）

文書4①には、事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、これを開示すると、当該事業場の内部事情が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、当該部分には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が含まれている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする事業者と監督官との信頼関係が失われ、今後関係資料の提出等について非協力的となり、また、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには法違反の隠蔽を行うなど、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イ及び

ロ， 5号並びに7号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち，文書1②，2②，3③及び4②については，法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから，新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書において，上記第2の2のとおり主張しているが，上記(2)で述べたとおり，法に基づく開示請求に対しては，保有個人情報ごとに，法14条各号に基づいて開示・不開示を適切に判断しているものであり，審査請求人の主張は上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり，原処分における不開示部分のうち上記3(3)に掲げる部分を新たに開示することとした上で，その余の部分については，法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イに基づき，不開示とすることが妥当であり，本件開示請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 令和元年12月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和2年1月22日 | 審議 |
| ④ | 同年9月10日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 令和3年11月24日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年12月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し，処分庁は，本件対象保有個人情報の一部について，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して，審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めるが，諮問庁は，諮問に当たり，原処分における不開示部分の一部を新たに開示した上で，その余の部分については，原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、文書 3 ④について、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

そこで、当該部分が、その内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 文書 3 の 2 3 頁の「是正確認」欄

当該部分は、是正勧告書（控）の一部であり、是正確認のための押印欄及び確認方式から構成され、専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 文書 3 の 1 9 頁ないし 2 1 頁

当該部分は、審査請求人からの申告を処理する過程で、特定監督署の担当官が取得した文書の一部であり、特定事業場の法人登記の履歴事項全部証明書及び登記簿事項証明・登記簿謄本交付申請書である。

当該部分は、審査請求人の申告事項である賃金未払の有無等を判断する資料の一部を構成している文書であると認められ、その記載内容及び取得の目的を考慮すると、当該部分に記載された情報は、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

(3) 文書 3 の 2 7 頁ないし 3 0 頁

当該部分は、事業場基本情報であり、特定監督署がその通常の業務を遂行する上で必要な情報として、特定事業場の事業内容等の把握に資するため平常から保有している情報を資料として添付したものと認められる。

当該部分に記載された情報は、その作成又は取得の目的等を考慮すると、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の 3 欄に掲げる部分）について

ア 通番 1

(ア) 通番 1 (1)

当該部分は、申告処理台帳（同続紙を含む。以下同じ。）の「処

理経過」欄の記載の一部である。このうち、事業主の氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分には、特定監督署の担当者から特定事業場に対する電話連絡に係る事実のみが記載されているにすぎない。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番1(2)

当該部分は、申告処理台帳の「処理経過」欄の記載の一部であるが、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分には、審査請求人の申述内容が記載されており、同人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記(ア)と同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

(ア) 通番2(1)

当該部分は、監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア(ア)と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番2(2)

当該部分は、監督復命書の「週所定労働時間」欄の記載であり、申告者である審査請求人が勤務していた特定事業場の勤務時間である。週所定労働時間は、原処分において開示されている申告相談票からも明らかであり、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3

当該部分は、是正勧告書（控）の「違反事項」欄の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番5

当該部分は、特定事業場の法人登記の履歴事項全部証明書及び登記簿事項証明・登記簿謄本交付申請書である。履歴事項全部証明書は、商業登記法10条により誰でも一定の手続を経れば申請、交付を受けることができることから、その内容は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち、代表取締役及び取締役の氏名並びに法務局登記官の職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち代表取締役の氏名は、原処分において開示されていることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。登記官の職氏名は、公務員の職務の遂行に関する情報であり、そのうち職名は同号ただし書ハに該当し、氏名は、これを公にすることに支障があるとは認められないことから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により公にするものに当たり、同号ただし書イに該当する。当該部分には、このほか、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれているとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記ア（ア）と同様の理由により、同条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号及び5号該当性

通番4は、是正勧告書（控）の「受領者職氏名」欄に記載された当該文書の正本の受領者の署名であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得るとしても、署名まで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該情報は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性

通番1は、申告処理台帳の「処理経過」欄に記載されている審査請求人以外の個人に関する情報、特定事業場からの聴取内容及び申告処理に係る監督官の対応方針であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イ

(ア) 通番2（下記（イ）を除く。）

当該部分は、22頁及び25頁の監督復命書の「労働者数」欄の「全体」、 「企業全体」及び詳細区分のうちの不開示部分並びに22頁の監督復命書の「外国人労働者区分」欄の「その他外国人」欄、「最も賃金の低い者の額」欄及び「備考1」欄1枠目である。当該部分には、監督官が申告監督及びその再監督を実施したことにより判明した具体的な情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2（監督復命書の「参考事項・意見」欄に限る。）及び通番

3

当該部分は、監督復命書の「参考事項・意見」欄及び是正勧告書（控）の添付文書の記載の一部であり、監督署の調査手法・内容及び調査結果並びにそれに基づく監督官の判断が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番6

当該部分は、特定事業場が提出した資料の一部であり、各時点における特定事業場の未払給与の支給計画の資料として、その内訳（審査請求人の差引支給額等の記載を除く。）及び合計金額が記載されている。

当該部分は、当該事業場の内部管理に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別表 本件対象保有個人情報記録された文書と不開示部分

1 文書番号, 文書名及び頁		2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分	
		不開示部分	法14条各号該当性等	通番		
文書1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1ないし13	① 2頁「処理経過」欄1行目23文字目ないし最終文字, 29行目ないし31行目, 3頁「処理経過」欄2行目ないし5行目, 7行目ないし11行目, 13行目ないし15行目, 17行目, 19行目ないし20行目, 26行目, 30行目7文字目ないし31行目8文字目, 4頁「処理経過」欄3行目及び4行目, 5行目17文字目ないし11行目最終文字, 25行目, 5頁「処理経過」欄16行目及び17行目, 6頁「処理経過」欄4行目ないし7行目, 11行目ないし30行目, 31行目26文字目ないし32文字目, 7頁「処理経過」欄2行目ないし9行目, 18行目32文字目ないし19行目36文字目, 28行目及び29行目, 8頁「処理経過」欄9行目ないし11行目, 9頁「処理経過」欄1行目ないし3行目, 7行目22文字目ないし36文字目, 28行目及び29行目, 10頁「処理経過」欄11行目, 11頁「処理経過」欄17行目及び18行目, 12頁「処理経過」欄21行目及び22行目, 25行目, 29行目及び30行目, 13頁「処理経過」欄1行目ないし3行目, 5行目ないし12行目,	2号, 3号イ及びロ, 5号, 7号イ	1	(1) 2頁「処理経過」欄1行目34文字目ないし最終文字, 4頁「処理経過」欄25行目, 12頁「処理経過」欄21行目17文字目ないし22行目, 25行目, 29行目及び30行目, 13頁「処理経過」欄1行目1文字目ないし3行目18文字目 (2) 13頁「処理経過」欄17行目1文字目ないし21文字目

			14行目及び15行目, 17行目及び18行目			
			② ①を除く不開示部分	新たに開示	—	—
文書 2	監督復命書	22, 25 (注2), 26	① 22頁「労働者数」欄の「全体」, 「外国人」, 「障害者」, 「特別1」, 「特別2」及び「企業全体」, 「外国人労働者区分」欄の「その他外国人」欄, 「週所定労働時間」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄5行目, 「備考1」欄1枠目, 25頁「労働者数」欄の「男女」, 「全体」及び「企業全体」, 「外国人労働者区分」欄の「その他外国人」欄, 「週所定労働時間」欄, 「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄2行目1文字目ないし4行目12文字目, 26頁「参考事項・意見」欄3行目3文字目ないし最終文字	3号イ及び口, 5号, 7号イ	2	(1) 22頁「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄5行目, 25頁「署長判決」欄, 26頁「参考事項・意見」欄3行目3文字目ないし最終文字 (2) 22頁及び25頁の「週所定労働時間」欄
			② ①を除く不開示部分	新たに開示	—	—
文書 3	担当官が作成又は収集した文書	14, 15, 19ないし21, 23, 24, 27ないし30	① 23頁「違反事項」欄1行目7文字目ないし13文字目, 24頁の上の表(表頭部分及び審査請求人に係る行を除く。), 表下の不開示部分	3号イ及び口, 5号, 7号イ	3	23頁「違反事項」欄不開示部分
			② 23頁「受領者職氏名」欄不開示部分	2号, 5号	4	—
			③ 23頁枠内の不開示部分(①及び②を除く。), 枠外「是正確認欄」表頭部分	新たに開示	—	—
			④ 23頁枠外「是正確認」欄(③を除く。), 19頁ないし21頁, 27頁ないし30頁	個人情報非該当, 又は2号, 3号イ, 5号,	5	19頁ないし21頁

				7号イ（19頁ないし21頁に限る。）		
文 書 4	特定事業 場から労働 基準監督署へ提出された 文書	16ないし18	① 17頁及び18頁の各表の 不開示部分（②を除く。）	3号イ及び ロ，5号， 7号イ	6	—
			② 17頁及び18頁の各表の 表頭部分及び審査請求人に係る 行	新たに開示	—	—

（注1）文書1ないし4を通じて順に付番したものを「頁」としている。

（注2）理由説明書・別表の下線部の記載に誤りがあったため、当審査会事務局において訂正した。